

○一部事務組合下田メディカルセンター契約規則

平成 27 年 1 月 21 日

一部事務組合下田メディカルセンター規則第 1 号

改正 平成 27 年 9 月 8 日一部事務組合下田メディカルセンター規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、本組合を当事者の一方とする財産の売却、譲渡及び貸与、工事その他の請負並びに物件、労力その他の供給に関する契約について必要な事項を定める。

(随意契約)

第 2 条 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。）第 21 条の 14 第 1 項第 1 号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

2 令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況について公表すること。

(入札保証金及び契約保証金)

第 3 条 令第 21 条の 15 の管理規程で定める入札保証金及び契約保証金の率は、次の各号に掲げる保証金の種類に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上
- (2) 契約保証金 請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上

2 前項の規定に関わらず、公有財産の売払いに関してインターネットを利用して行う情報処理システム（次項において「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札

にあつては、入札保証金及び契約保証金の率を当該入札に係る予定価格の100分の10以上とする。

- 3 公有財産売却システムによる売買契約に係る契約保証金は、入札保証金を充当することによりその納付に代えることができる。

(契約の手續)

第4条 前2条に定めるもののほか、本組合の契約については、下田市契約規則(昭和41年下田市規則第16号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月8日一部事務組合下田メディカルセンター規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。